

令和7年度 中標津町医療技術職員養成

修学資金貸付制度のご案内

中標津町医療技術職員養成修学資金貸付制度とは・・・

町立中標津病院（町立病院）における医療技術職員の充足を図るため、将来、町立病院に勤務しようとする者に対し、修学資金を貸付する制度です。

令和7年貸付対象者

看護師（保健師助産師看護師法により設置された学校又は養成所に資格取得のため入学の許可を得た者）

貸付金額

看護師・・・月額**10**万円以内

貸付条件

貸付期間終了後、速やかに勤務し4年
（貸付期間が4年を超える場合には、貸付期間）
以上病院に勤務することを誓約した者

返済免除条件

資格取得後、4年（貸付期間が4年を超える場合には、
貸付期間）以上病院に勤務した時は、返還が免除されます。

申込み方法

詳細は12月下旬頃、町立病院のホームページに概要を掲載予定です。ホームページから内容をご確認のうえ、必要書類を提出してください。



問い合わせ

はこちらまで

〒086-1110 標津郡中標津町西10条南9丁目1番地1
町立中標津病院 管理課総務係

☎ 0153-72-8200

✉ b-soumu@nakashibetsu.jp

🌐 <https://nakashibetsu-hospital.com>



修学資金に関する疑問にお答えします

Q 貸付対象となる職種はどのようにして決まりますか

A 貸付の対象職種は、当院の職員の充足状況や職員構成を勘案し決めています。そのため、対象となる職種がその年により変わる可能性がありますので、ご注意ください。対象職種や募集状況については、毎年12月下旬頃に当院のホームページや町の広報紙に掲載するほか、近隣の学校へも周知します。

Q 看護師の資格を取得した後に助産師の資格も取得したいと考えていますが、その場合の貸付について教えてください

A 看護師の資格を取得するための学校に通っている間は月額10万円以内、その後、助産師の資格を取得するための学校に通っている間は月額20万円の貸付を受けることができます。

Q 貸付を受けた後、町立中標津病院で働くことはできますか

A この修学資金は、資金貸付後に当院で勤務していただくことを条件として貸付するものです。なお、一定期間、当院で勤務していただくことで修学資金の返還が免除されます。

Q いつまでに申請する必要がありますか。また、申請時に必要な書類について教えてください

A 申請の締め切りは、ホームページ等でお知らせします。また、申請時に必要な書類は次のとおりです。

- ・修学資金貸付申請書
- ・身上申告書
- ・入学又は、入所許可書の写し
- ・誓約書
- ・戸籍謄本又は、住民票謄本
- ・健康診断書
- ・写真（上半身の名刺判で6か月以内に撮影したもの）

Q 連帯保証人の条件について教えてください

A 連帯保証人は次の条件を満たしている必要があります（連帯保証人は2名必要です）。

- （1）道内に住所を有している者
- （2）前年の所得金額が350万円以上の者

※市町村長が発行する所得証明書及び納税証明書を提出していただきます。

Q 申請をすれば必ず貸付を受けることができますか

A 申請書を受理した後、内容を審査（書類審査及び面接試験）し貸付の可否を決定します。

Q 既に大学・専門学校等に通っていますが、途中から貸付を受けることはできますか

A 大学・専門学校等に在学中の方でも、貸付を受けることは可能です。